

青森県PTA連合会諸規程集

1 表彰

(表彰の目的)

第1条 この規程は、PTA活動を通し、社会教育および学校教育の発展に貢献したことに對して表彰を行い、もって本県教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、団体および個人とする。

(表彰の基準)

第3条 被表彰者の活動が、次の各号のいずれかに該当した場合は、表彰するものとする。

- 一 長期にわたり単位PTAの役員を務め、その功績が顕著な者。
- 二 郡市連合PTAの役員または会員として、会の向上発展及び児童生徒の健全育成のために尽くし、その功績が顕著な者。
- 三 会の運営が民主的であって、PTA本来の使命遂行に努め、実績が顕著な者。
- 四 青森県PTA連合会の発展に特に貢献のあった者。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状を授与するほか、感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈呈またはその他特別の待遇をすることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、県PTA研究大会または県PTA総会等の席上において行う。

(表彰の手続き)

第6条 表彰の手続きは、次のとおりとする。

- 一 各郡市連合PTA会長は、毎年7月末日までに申請書を提出するものとする。
- 二 他団体からの表彰申請推薦の依頼がある場合は、第8条に準ずる。
- 三 青森県教育委員会教育長、青森県PTA連合会会長の連盟で行う表彰については、別に表彰規程を定める。

(表彰者数)

第7条 表彰者数は、正副会長会議及び理事会でもって割当表を作成し定める。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、正副会長会議をもつてこれにあて、選考結果を理事会に報告する。

付 則

この規程は、昭和56年9月5日から施行する。

一部改正 平成18年 1月27日、一部改正 平成25年12月14日

一部改正 平成30年10月 5日 3条改正、9・10条削除

2 役員選出規程

(目的)

第1条 本会会則第13条の定めに基づき、本会役員選出に必要な事項を定める。

(資格)

第2条 役員は、各郡市連合PTAから選出された会員から選出するものとする。

2 有識者理事は、本会の運営者として正副会長会議から推薦を受けた会員であることとする。

(会長の選出)

第3条 会長は、各郡市連合PTAから推薦された、郡市連合PTA会長またはこの会の理事である者から選出される。但し、各郡市連合PTAの推薦は各1名以内とする。

2 正副会長会議に於いて被推薦者が、適切な候補者であると承認された場合は理事会にこれを推薦する。

3 理事会に於いてこれが適切な候補者であると承認された場合は、総会にこれを推薦し、総会にてこれを決する。

(副会長の選出)

第4条 副会長は、郡市連合PTA会長またはこの会の理事である者で、各ブロック内から1名を選出し6名とする。

2 各ブロックとは、①東青 ②中弘南黒平 ③西北五つ ④上十三 ⑤下北むつ ⑥三八地区を指す。

(理事の選出)

第5条 理事は、各郡市から1名を選出し、残る16名については、ブロックごとの児童生徒数の割合で按分し、割合数を次期総会に報告する。

2 青森県PTA連合会是有識者から理事4名以内を推薦することができる。

3 推薦者の決定は、正副会長会議の提案を受けて理事会が行う。

4 有識者とは、青森県PTA連合会または青森県PTA安全互助会の役員経験者で、特に青森県PTA連合会の組織運営に精通している者をさす。

(監事の選出)

第6条 監事は、第2条の会に所属する会員である者。

付 則

本規程は、平成14年6月11日より施行する。

一部改正 平成17年11月13日、平成25年12月14日

一部改正 令和元年10月4日、令和2年5月29日 第2条第2項の及び第5条第2項の一部、4項追加

附則(改正) この規程は、令和7年6月6日から施行する。

3 弔慰規程

第1条 弔慰該当者は次のとおりとする。

- 一 青森県PTA連合会役職員並びに代議員
- 二 青森県PTA連合会に功労のあった者

第2条 弔意の方法については、会長において善処する。但し、会葬は代表者をもってすることを原則とする。

付 則

本規程は、昭和36年7月1日より施行する。

改 正 令和3年12月5日 3条削除

4 旅費規程

第1条 青森県PTA連合会の用務のため出張する場合は、旅費を支給する。

第2条 旅費の支給を受けるものは、次のとおりとする。

- 一 青森県PTA連合会役職員
- 二 青森県PTA連合会代議員
- 三 (公社)日本PTA全国協議会理事又は委員会委員並びに協議会懇談会委員
- 四 本会を代表して各種会議に出席する者で、他の団体から旅費の支給を受けない者
- 五 その他、会長が必要と認めた者

第3条 旅費の支給を次のとおりとする。

- 一 本会の役職員で本会の運営に関する会議に出席した場合は、居住地より開催地までの交通費および日当を支給する。
- 二 本会の役職員で会長が必要と認めた出張する場合は、別表1による。
- 三 第2条三号の理事・委員会委員・協議会懇談会委員で(公社)日本PTA全国協議会総会、理事会、委員会、懇談会に出席した場合は、別表1による。
- 四 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。

〔別表1〕

項 目	県 内	県 外
運賃（鉄道・航空・船等）	<u>路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u>	
宿 泊 料	<u>事務局が手配した指定宿泊所の料金。</u>	
日 当	<u>1,500 円</u>	<u>2,500 円</u>

付 則

本規程は、昭和61年6月1日より施行する。

改 正 平成4年6月5日、平成5年6月4日、平成21年 6月 5日

平成25年12月14日、令和3年10月28日

附則（改正） この規程は、令和7年6月6日から施行する。

5 負担金規程

第1条 負担金は、一家庭あたり120円とする。

第2条 負担金の納入日は原則として8月とし、分納する場合は8月・10月の2回とする。

第3条 負担金は、所属する郡市連合PTAを通して納入する。

付 則

本規程は、昭和59年6月1日より施行する。

改 正 平成3年11月22日、平成5年6月14日、平成22年6月3日

令和元年6月1日 第1条改正、令和3年5月20日 第3条追加

附則（改正） この規程は、令和7年6月6日から施行する。

6 ホームページ管理運営規定規程

（目的）

第1条 この規程は、青森県PTA連合会（以下「本会」という。）が開設するホームページの管理運営について必要な事項を定める。

（開設の目的）

第2条 本会の活動等の情報を、PTA会員や地域の皆様に広く発信することを主な目的として開設する。

（方針）

第3条 ホームページを運営するにあたり、次の方針を定めるものとする。

- 一 非宗教的、非政党的、非営利的であること。
- 二 他団体からの支配・統制・干渉を受けないこと。

（掲載する内容）

第4条 本会は、第2条の開設の目的を達成するため、原則として次のことがらについて掲載するものとする。

- 一 本会からの連絡に関する事項
- 二 本会の活動・報告に関する事項

三 郡市連合PTA等の活動に関する事項

四 その他、本会が必要と認めた事項

(管理・運営)

第5条 ホームページの管理者は本会PTA会長とし、管理者は職務遂行のために本会事務局長を運営責任者に指名し、ホームページの管理運営に当たらせるものとする。

2 運営責任者は、次の事項を所掌する。

一 ホームページの管理運営に関する事項

二 ホームページの掲載内容に関する事項

三 セキュリティに関する事項

四 人権尊重及び個人情報の保護に関する事項

五 知的所有権に関する事項

六 その他、前各号に付帯関連する一切の事項

(安全性の確保)

第6条 管理者および運営責任者は、安全性確保のための可能な限りの方策を講じるものとする。

2 ホームページを編集するためには、ID及びパスワード入力を要求する設定とする。

3 管理者は、ホームページのセキュリティに対して外部からの不正に侵入・改ざんの攻撃を受けた場合、ただちにサービスを停止し、対策を講じるものとする。

(掲載の基準)

第7条 ホームページの作成に当たっては、本会の提供する情報としてふさわしいものであることとし、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

2 個人の氏名・電話番号・生年月日等の個人情報は原則として公開しないものとし、必要がある場合は当該個人の同意の上、最小限度の情報とすることとする。

3 個人の作品・肖像等をホームページ上に公開する場合は、当該者の同意を得るものとする。

4 著作権等に係る知的所有物ホームページ上に公開する場合は、知的所有者了解を得て掲載し、知的所有権の所在を明記するものとする。

5 次に掲げる内容に該当するものは掲載してはならないものとし、掲載された場合は管理者の判断で削除するものとする。

一 個人あるいは団体を誹謗中傷する内容が含まれているもの。

二 明らかに事実と反するなど、掲載が不適切と判断されるもの。

三 犯罪行為に結び付く恐れのあるもの又は法律に違反するもの。

四 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。

五 営利を目的にしたもの。

(管理運営規定の見直し)

第8条 この管理運営規程の事項について見直しの必要がある場合は、総務委員会において検討し、理事会の承認を得て変更するものとする。

付 則

この管理運営規程は、令和3年5月20日から施行する。

附則（改正） この規程は、令和7年6月6日から施行する。

7 個人情報保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、青森県 PTA 連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報 の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会 P T A 役員名簿・会員名簿及び個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施する P T A 活動のあらゆる事業において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報保護の管理者は、会長とする。

2 管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示、訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、会長、事務局職員とする。

2 取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第5条 本会は、あらかじめその個人情報の利用目的を決めて収集する。

(利 用)

第6条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 一 P T A の管理業務
- 二 文書の送付
- 三 理事・監事・顧問・代議員・常置委員及び郡市連合 P T A 役員の名簿作成等
- 四 広報紙、ホームページへの掲載
- 五 その他目的に沿った利用に関すること

(利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を前条で定めた目的以外に利用しないものとする。

(管 理)

第8条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
また、不用となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者への提供制限)

第9条 収集した個人情報は定めのない第三者へ提供してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上または児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

で、本人の同意を得ることが困難であるとき
(情報の開示)

第10条 本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(漏えい時の対応)

第11条 本規程に違反する事実または違反する恐れがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合は遅滞なく関係部門に適切な処置をとるよう指示するものとする。

(改正)

第12条 本規程の改正は、総務委員会において検討し、理事会の承認を得て改正するものとする。

付 則

本規程は、令和3年12月15日から施行する。